

特定小型原動機付自転車 (特定原付) を正しく知ろう!

Check!

		原動機付自転車		
車両区分		一般原動機付自転車	特定小型原動機付自転車	特例特定小型原動機付自転車
定格出力等		総排気量50cc以下又は 定格出力0.6kw以下	定格出力0.6kw以下	
車体の大きさ	長さ	2.5m以下	1.9m以下	
	幅	1.3m以下	0.6m以下	
	高さ	2.0m以下	-	
最高速度		30km/h (制限速度)	20km/h	6 km/h
最高速度表示灯※		-	緑色点灯	緑色点滅
運転免許		原動機付自転車を運転することができる運転免許	不要 (16歳未満は運転禁止)	
ナンバー登録		必要		
自賠償保険		必要		
乗車用ヘルメット		必要	必要 (努力義務)	

原動機付自転車のうち

黄色の基準を満たしたものが特定原付、その他が一般原付となり、座席の有無や車輪の数は関係ありません。

特定小型原動機付自転車は、
「いわゆる電動キックボード」に限定されません



※国土交通省ホームページから引用 (右の3台)

左の写真の車両はすべて特定小型原動機付自転車です。外観で判断したらダメ!



注意

交通ルールは車両区分によって異なります。利用される方は、見た目判断することなく、しっかりと車両区分を確認しましょう。

わがま

交通規制について

補助標識が設置されている場合は、原則、車両の種類で「普通自転車」が規制の対象となる場合に規制の対象となります。

例



一方通行標識のみ
特定小型原動機付自転車
も一方通行規制の対象



自動車・原付



軽車両を除く

左の補助標識がある場合
特定小型原動機付自転車は
一方通行規制の対象外

裏面にも交通ルール等をまとめています。
見てください。

特定小型原動機付自転車などの交通ルール (令和5年7月1日から)

車両区分		原動機付自転車			
		一般原動機付自転車		特定小型原動機付自転車	特例特定小型原動機付自転車
通行場所	歩道（普通自転車等及び歩行者等専用） 	×		×	○
	自転車道 	×		○	-
	専用通行帯 	×		○	-
	路側帯 	×		×	○ (左側部分に限る)
	駐停車禁止路側帯 	×		×	○ (左側部分に限る)
	歩行者用路側帯 	×		×	×
従う信号機		常に車両用灯器		原則、車両用灯器 ※歩行者自転車専用の補助板がある場合は、歩行者用灯器	歩行者用灯器がない場合は、 車両用灯器 ※歩行者用灯器がある場合は、下表参照
右折方法		二段階右折	3車線以上の多通行帯道路と標識で指定された交差点 	常に二段階右折 ※信号がない交差点では、大回りに右折	
		小回り右折	2車線以下の道路と標識で指定された交差点 		
交通反則通告制度		対象			
放置違反金制度		対象			
特定小型原動機付自転車運転者講習制度		対象外		対象	

※歩行者用灯器がある交差点を通行時に従う信号機

歩行者自転車専用の補助板	通行場所	従う信号機
なし	横断歩道	歩行者用灯器
	横断歩道を除く、自転車横断帯などの道路	車両用灯器
あり		常に歩行者用灯器